

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十七年十一月六日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
社会福祉法 人功有会	北葛城郡広陵町 大字三吉一六九	大和園平和	大和郡山市美 濃庄町二五三 ー一	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 七年十月 一日